

令和8年度しまコトアカデミー企画運営業務に係る
企画提案競技実施要領

令和8年3月26日
公益財団法人ふるさと島根定住財団

1. 概要

この要領は、(公財)ふるさと島根定住財団(以下、「財団」という。)が実施する「令和8年度しまコトアカデミー」に関する企画運営業務を委託するにあたり、企画提案を募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 目的

島根との関わりしを自ら検討し、関係人口あるいはUIターン者として、現居住地またはUIターン先での島根を取り巻く多様な活動への着手を促し、島根の地域コミュニティあるいは経済活動における付加価値の向上、持続化に寄与する実践者を育てるため、都市部(東京・大阪)において連続講座を開催する。

3. 委託業務の内容等

(1) 業務名	令和8年度しまコトアカデミー企画運営業務
(2) 事業期間	契約締結の日から令和9年3月10日まで
(3) 委託金額	委託業務にかかる委託金額は10,670,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。 ※上記の金額には企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、財団との打ち合わせに要する費用を含む。 なお、協賛、参加者負担金等を活用し事業規模を拡大することは差し支えない。
(4) 業務内容	別紙「業務委託仕様書」のとおり

4. 応募資格

本業務委託は、単独または共同提案により行うものとし、参加要件は以下の全てを満たす法人または複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

（１）単独提案の場合

- ①単独の法人での参加は、島根県内に本店または支店、営業所のいずれかを有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。

（２）コンソーシアム提案の場合

- ①コンソーシアムでの参加は、構成員のうち１者以上は県内法人であり、管理法人を定めること。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理などの事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。

管理法人は以下の要件を満たすこと。

ア）当該業務委託を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

イ）当該業務委託を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。

- ②コンソーシアムとして企画提案競技参加申込を行う場合は、以下の要件を満たすこと。

ア）コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

イ）コンソーシアムの構成員が単独法人等としても重複参加する者でないこと。

（３）単独の法人もしくはコンソーシアムの構成員は次の各号を満たすこと。

- ①地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。
- ②地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号に該当すると認められる事実があった後２年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用するものでないこと。
- ③国または地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ④最近１事業年度の消費税および地方消費税の滞納がないこと。
- ⑤島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
- ⑥島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- ⑦受託業務について十分な業務遂行能力を有すること。

（４）業務委託終了までの間、財団との連絡調整が随時行えると判断できる法人であること。

5. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案競技参加希望者は、事前に参加申込書を財団に提出すること。その上で、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及び企画審査会への出席を要請する。なお、募集にあたっての事前説明会は開催しない。

(1) 告知開始	令和8年3月26日(木)	財団ホームページでの募集開始
(2) 質問の受付	令和8年4月2日(木) 【正午必着】	本実施要領及び仕様書に関する質問は、別紙「質問書(様式1)」によりメールで提出すること。
(3) 質問の回答予定日	令和8年4月6日(月)	回答は、各参加者からの質疑を全て取りまとめ、財団ホームページに掲載する。
(4) 参加申込書の提出	令和8年4月10日(金) 【正午必着】	企画提案競技に応募する者は、別紙「参加申込書(様式2)」を郵送または持参で提出すること。
(5) 参加資格通知予定日	令和8年4月13日(月)	参加資格を有する者には、「企画提案競技について」をメールにて通知する。

6. 企画提案書類の提出方法及び提出期限

(1) 提出方法	「7. 企画提案競技に係る提出書類」に掲げる書類一式を郵送または持参により提出すること。 ※FAX、メールでの提出は一切受け付けない
(2) 提出先	公益財団法人ふるさと島根定住財団 地域活動支援課 (担当: 田邊) 〒690-0003 島根県松江市朝日町 478-18 松江テルサ 3階
(3) 提出期限	令和8年4月20日(月)【17時必着】

7. 企画提案競技に係る提出書類

<p>(1) 企画提案書</p>	<p>5部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案書は、A4版表紙込15ページ以内（A3折込可）とする。 ・ 企画提案書の表紙には「令和8年度しまこトアカデミー企画運営業務 企画提案書」と記載し、併せて提案者名を記載すること。 ・ 企画提案書には、以下の項目を必ず盛り込むこと。 <ul style="list-style-type: none"> ①企画コンセプト、受講生のターゲット ②連続講座の内容（イメージ） ③ネットワーク構築方法 ④受講生募集にあたっての広報計画案 ⑤受講生から徴収する受講料の用途
<p>(2) 見積書</p>	<p>5部 （うち4部は写し可）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積額は提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと。 ・ 明細を作成し、事業費及び人件費についても可能な限りそれぞれの積算方法を示すこと。
<p>(3) 実施体制 （図または表）</p>	<p>5部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務遂行にあたっての実施体制を図または表を示すこと。 ・ 直接雇用関係のあるスタッフと、外注スタッフ等委託を行い実施するものは区別して記載すること。

8. 選定方法

審査委員会を設置し、企画審査会において企画提案書に基づくプレゼンテーションによる審査を行う。なお、提案書類の提出が多数あった場合は、これに先立ち、事前審査を行い、プレゼンテーションを行う企画提案を選定する場合がある。

(1) 企画審査会	審査会は以下の日程にて行う。 ・ 日程：令和8年4月23日（木） ・ 場所：財団松江事務局会議室 ・ 方法：各者プレゼンテーション20分以内・質疑応答10分 ※時刻等詳細は、参加資格を通知した者に別途連絡する。
(2) 審査項目	①事業趣旨に沿っていること ②目的に対して創意工夫のある企画内容であること ③受講生の確保が見込まれること ④実施体制（実施メンバー、過去の実績） ⑤効率性 ⑥熱意（企画にかける意気込み）
(3) 審査結果	・ 審査委員会において最も優秀な提案を選定する。 ・ 審査結果については、後日書面により提案者全員に通知する。
(4) 企画提案に係る留意事項	・ 企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1提案あたり10,000円（消費税等含む）を支給する。 ただし、参加資格を有しないとされた者に対しては支給しない。 ・ 受領した提案資料の差し替え及び再提出は認めない。 ・ 提出書類一式については、選定結果の如何に関わらず返却しない。 ・ 採用する企画提案書の著作権は、公益財団法人ふるさと島根定住財団に帰属する。

9. 契約内容等

本企画提案競技により決定した委託予定事業者と、企画提案などを基に協議し、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、事業の効果・効率性の観点から、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。また、委託予定事業者との協議が整わない場合においては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

10. 問い合わせ先

公益財団法人ふるさと島根定住財団 地域活動支援課（担当：田邊）
〒690-0003 島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3階
電話 0852-28-0690 メール chiiki@teiju.or.jp